

保護と自己決定の調和を考える —支援された決定をとおして—

A discussion of the balance between self-determination and protection

木 口 恵美子
Emiko KIGUCHI

はじめに

近年、社会福祉の領域でも権利擁護に関する議論が活発になっている。その背景には国民全体の権利意識の高まりや、高齢者や障害者等の領域に契約概念や市場原理が導入されたことにより、権利擁護の必要性が認識されたこと等があげられる。「保護から自己決定へ」という大きな流れの中で、福祉の利用者像は、保護を必要とする人から権利の主体者へ、福祉の受給者からサービスの消費者へと変化し、自己決定と自己責任に基づいて、サービスを選択し利用することになった。障害を持っていても高齢であっても、「自己決定」が可能な「自立した個人」であることが期待され、基本的にはそのように見なされることになったのである。

そのこと自体は、市民的な権利の獲得という点で望ましいと言えるだろう。しかし福祉を必要とする人たちは、自ら必要なサービスへのアクセスが困難で、たとえ法律上は対等と言われても、契約において不利な立場であることに変わりはない。福祉ニーズの高い人ほど、福祉へのアクセスが困難という状況でもある。契約にたどり着くまでの困難さから、必要なサービスすら利用できない状況や、サービスを受けていないことが自己責任として放置される危険を回避するため、民法を改正して成年後見制度が創設されたのである。

成年後見制度は従来の「本人保護」の理念と、「自己決定の尊重」「残存能力の活用」等、新しい理念の調和を旨として立案されている。それまでの法制度においてはもっぱら保護が目的とされていたため、自己決定と保護の調整は想定されてこなかった。法制度において「自己決定」は新しい考え方と捉えられている。

「保護から自己決定へ」が全体の流れであるが、「保護」と「自己決定の尊重」「残存能力の活用」という、一見して相反する理念の調和のありようが考えられなければ、実際の場面で自己決定に重

点がおかれた場合、自分で決めること、その結果を引き受けることが強調されることになり、保護を必要とする人に責任を押し付けかねない。また、保護に重点がおかれた場合は、従来のような、本人の意思や主体性を考慮しない決定や、必ずしも本人の為ではない決定がなされる危険が伴い、バランスを欠いた状態になることは想像に難くない。少しでもより良い「保護」と「自己決定の尊重」の調和のありようを見出すことが求められている。

社会福祉において、「自己決定」は援助の重要な理念とされ、議論を積み重ねてきた。しかし現実の場面では、本人の意思や希望と、援助や制度等資源の調整について考えざるを得ない状況が多く、「自己決定」に伴うジレンマを抱えてきたといえるだろう。

「自己決定」と「保護」の調和を検討することは、社会福祉の支援や援助を再考する際にも役立つことだと思われる。

本論文では、「保護」を「パターナリズム」と捉え、これまで日本で議論されてきた保護と自己決定の関係を確認した後、「保護から自己決定へ」という大きな流れの考え方を再考する。そして、イギリスやカナダで起こっている「支援された決定」という考え方と、その考えを取り入れた法制度・施策をもとに「保護」と「自己決定」の調和のありようについてを検討を行うこととする。

1 章 自己決定と保護の関係について

障害者の自立生活運動で、自立とは自己決定権の行使を意味しており、自己決定と自立は密接なつながりを持ち、同様な意味で用いられることが多い。一方、自己決定と対立する言葉としてパターナリズムや保護がある。また、自己決定の意味に「主体的な意思」¹が含まれていることから、自己決定と対立する意味には「依存的」という言葉が含まれると考えられる。まとめるとして、図のように示される。(表1)

主体性に着目すると「自立」と「依存」が対立関係になり、関係性に着目すると「自立」と「保護」が対立関係になると考えられる。そこで、自立・自己決定・主体と保護・パターナリズム・依存の関係について、これまでどのような議論がされてきたのかを、主体性と関係性に着目して見ていくことにする。

1 節 主体性に着目した「自立」と「依存」について

障害当事者として自立生活運動を推進してきた中西は、自立生活を「どんな重度の障害をもちいても、介助などの支援を得たうえで、自己選択、自己決定にもとづいて地域で生活すること」²と定義する。そして、他人の力を借りずに単独で生きるという意味での「自立」は現実的ではないと

する。人は誰でも相互依存的であって、人からの助けを受けることで主権を失うことはないとして、依存と自立の両立の可能性を述べている。

古川は、人間を「本来的に相互依存的であると同時に、自立的であることを求める存在」³として捉える。自立と依存を二項対立的にとらえず連続した状態としてとらえ、その中間に自立的依存（自立を維持・獲得するために、人や何かに依存しているという状態）、または依存的自立（人や何かに依存しつつ維持されている自立の状態）が存在すると考える。（図1）

2 節 関係性に着目した「自立」と「保護」について

糸賀一雄は人格発達の権利を保障する考えから「保護は自立と対立するものではなく、保護のなかにも自立がめばえ育っている。また育てるべきものであろう」⁴と述べる。そして支援者の姿勢については、子どもに対しや子どものためにと表現されるような、子どもを向こう側において対峙する姿勢ではなく、「ともに同じ方向に歩みだす姿」を目標としている。ここでも自立と保護が対立せず、同じ方向を向くことが望まれている。自立には何らかの保護や支援が必要であり、自立を目的とする保護や、同じ方向性や目標を持つ自立と保護があると考えられるだろう。（図2）

立岩信也は、自己決定とパターナリズムの同根性を導き出している。説明を加えると、パターナリズムは通常否定的に用いられているが、本人の意思や意向が確認できない場合や、本人の意向をそのまま受け入れることで本人が傷つく場合は正当化されるとする。その人に関する決定や、その人が決定したことに対する「勝手にすれば」という姿勢と、「あなたが決めることを支持する」姿勢の背景は異なっている。相手を、自分が勝手に決めてよい存在ではなく、その人自身で決めたようにやって良い存在であるという理解が重要である。そして、その人の存在を認め、尊重するからこそ自己決定を尊重することと同様に、その人の存在を認め、大事に思うからこそパターナリズムが発動される場合、自己決定とパターナリズムは同根の関係にあるという⁵。（図3）

以上4者の自己決定（自立）と保護（パターナリズム）の関係について主体性と関係性に着目して検討を行った。中西の議論は、例えば保護を必要とする人が保護を受けたとしても、そのことは自立を制限する理由とはならないし、保護を受けながら自立をするという考え方を示している。古川は、依存と自立という、矛盾しあう両者を内包する人間の本質に視点を当て、依存とも自立とも言えない領域あることを示した。糸賀は、自立を目指して保護を行う人と保護を受けながら自立する人の、同じ方向を向くという関係性に言及している。立岩は、自己決定の重要性を認めつつパターナリズムの正当化を行うため、両者の同根性を導き出した。そして、何よりも存在の尊重が重要だとした。

それぞれに視点は異なっているが、自己決定（自立）と保護（パターナリズム）は対立するものではないという考え方は共通している。そして、両者をつなぐために様々な角度から検討を行って

いるといえる。では、自己決定を新しい考え方と捉えている法律の領域では、自己決定と保護の調和はどのように語られているのだろうか。

2 章 法律における「保護から自己決定へ」の考え方について

1 節 イギリスとドイツの法律における自己決定の尊重の表れかたについて

先に述べたように、法律は従来保護を目的として立案されており、自己決定は新しい考え方である。日本の成年後見制度はまさに「保護」と「自己決定の尊重」の調和を旨として立案されており、調和の考え方について議論が起こっている。

海外においても、成年後見制度のような意思決定の代行制度が改正される動きがあるが、背後にある思想は、「自己決定権の尊重」であると言われている⁶。

新井は、イギリスの持続的代理権授与法とドイツの成年者世話法を比較し、共に共通する基本的理念は「自己決定権の尊重」だが、その出発点が異なるため、表し方も異なるという見解を示す⁷。

イギリスの持続的代理権授与法は、代理人を自ら決めるという任意代理法から出発し、私的自治に立脚している。そのため、代理権の授与に厳格な法定の手続を要求するなど、私的自治の制限に対して非常に慎重である。一方、ドイツの成年者世話法は、後見法から出発しているため、あくまでもパターンリスティックな介入を基盤とした後見法に基づいているという。それゆえ、自己決定の尊重のために、パターンリスティックな後見的関与をできるだけ排除することを法律の目的とし、意思決定の代行における法律の役割を可能な限り限定している。そして、もし世話法を利用することとなっても、何よりも本人の意思が尊重されることが必要であるとしている。(図 4)

それぞれ異なる出発点から始まり、「自己決定権の尊重」という共通な理念の達成に向けて、条件整備が図られていることには変わりはないが、基にある考え方によって、「自己決定への最小限の介入」と「自己決定の最大限の尊重」というように、表現の方法は異なるといえる。

私的自治の原則に立てば、自己決定はもともと存在しているもので、その尊重は不可欠であり、基本理念といえるだろう。それでは、ドイツのような「保護から自己決定へ」という流れはどのように理解すればよいのだろうか。日本はこれまで、禁治産・準禁治産制度に見られるように、意思決定能力を欠く者を行為無能力者という範疇で一律に処遇してきたことを鑑みれば、「保護から自己決定へ」という流れの中に位置づいていると思われる。

保護と自己決定は対立する関係ではないことは 1 章で確認をした。次では「保護から自己決定へ」の捉え方について検討を行う。

2 節 「保護から自己決定へ」の考え方について

「保護から自己決定へ」を考える場合、もし自己決定と保護を二項対立的に捉えて、保護から自己決定へ移行していくと考えると、保護に重点が置かれても、自己決定に重点がおかれても、共に問題が起こることは先に述べたとおりである。だからこそ、「自己決定」と「保護」の調和が求められているのであるが、それでは調和をどのように考えれば良いのだろうか。

先のドイツとイギリスの例を念頭に置いて「保護から自己決定へ」を考えると、従来の保護の中に新しい自己決定を組み込み尊重し、可能な限り拡大させるという考え方になるのではないだろうか。結果として保護の適応範囲が縮小されるが、保護は無くなるわけではない。保護の適応範囲を超えて自己決定が拡大することもあり得るだろう。同様に「自己決定から保護へ」を考えてみた場合、誰もが単独で生きているのではない限り、自己決定の中に保護は自ずと組み込まれていると考えることができる。自己決定を尊重する視点から、必要に応じて慎重に保護の範囲を広げるが、自己決定の範囲が縮小されるのではなく、保護を必要とする場面が増えるという考え方である。そして、そのプロセスそのものが両者の調和には欠かせないと思われる。

これまで、保護と自己決定の調和を考えるために、まず両者が対立しない関係であることを先行研究をもとに考察した。その後、法・制度における「保護から自己決定へ」という流れについて、対立する両者の間を片方から片方へ移行していくのではなく、保護に組み込まれた自己決定を拡大させる考え方を示した。「自己決定から保護へ」の考え方も同様である。そして、そのプロセスの中に保護と自己決定が調和する領域があると考え。その領域は保護とも自己決定とも呼びがたい領域であり、新たな概念が求められているのではないだろうか。

近年、カナダやイギリスの成年後見制度や代行決定の制度の中に現れた「支援された決定 (Assisted Decision-Making または Supported Decision-Making)」⁸ という考え方を検討することとする。

3 章 カナダの法律における「支援された決定」

1 節 支援された決定の現われ

カナダの成年後見制度に関する法律の改正は 1970 年代初頭に始まった。地域としては広い範囲にわたったが、内容としては裁判所で任命された後見人、管財人に関する制度の改変にとどまった。第 2 の波は一部の州だけに起こったもので、虐待や放置に関する保護の問題に焦点を当てた、成人

のための新しい保護制度が制定された。

第 3 の波がいつから起こったかは定かではないが、各州に起こっている動きに共通していることとして、利害団体の中心人物と、政策策定者、法律作成者の間で、高いレベルでの議論がなされていることや、新しい考え方として契約概念や、法定代理人の権限を決めるための能力検査を導入すること、「支援された決定」という考え方などが盛り込まれていることがあげられる。

「支援された決定 (Assisted Decision-Making または Supported Decision-Making)」は、「独立した意思決定 (independent decision-making)」に対して、「相互依存の意思決定 (*interdependent decision-making*)」という意味で用いられている。

「支援された決定」の背景には、いくつかの考え方がある。第 1 は、自立的な意思決定を神話として捉え、すべての成人は日々の生活の中で相互依存の決定を行っているという理解である。大半の健全者は生活の中で決定をする時、他者の技術、洞察力、知識等に頼っており、「支援された決定」を行っている。また、習慣化して新しい考えが浮かばない時も、様々な専門家が支援を求められる。第 2 は、相互依存しているからと言って、何ら精神の障害を示すことではないという認識である。そして第 3 は、大半の成人は日々何を着るか、何を食べるかなどは自立的に決定を行い、時には友人、親族、配偶者等に意見を求めるが、慣習となっている日々の決定のパターンに従っている。中には決定の支援を多く必要とする人や、より広範囲にわたって決定に関わる人もいるが、それは絶対的なことではなく、程度の問題であるという考え方である。

「支援された決定」は、カナダの後見制度や代行決定の法律の中で、主に 3 種類の用いられ方をしている。1 つめは、法的な代行決定や後見制度の具体的な代替としての「支援された決定」、2 つめは後見申し立ての代替として具体的に認められ、定義されている「支援された決定」、3 つめは、そのような申し立ての代替として間接的に認められ、定義はされていない「支援された決定」である。

このように、法的な位置づけも統一されていないが、法定の代行決定や、代理人に代わるものを模索してきたことは確かで、例えば 1866 年の Civil Code of Lower Canada には、代行決定・代理人のかわりに「アシスタント」を用いることが示されたり、1991 年の Quebec Civil code には、知的に弱い人や、財産を処分してしまう恐れのある人に「アドバイザー」を任命すること等が記されている。

次にそれぞれの支援された決定を確認することにする。

2 節 法律の中の「支援された決定」の位置づけ

1、法的な代行決定や後見制度の代替としての「支援された決定」

ブリティッシュコロンビア州の「The Adult Guardianship Act (1996)」やケベック州の

「Civil Code of Quebec (1991)」で用いられている。どちらも法的介入が必要になった時、最も効果的かつ最小限の制限とスティグマでニーズに適応するため、3層構造の法定後見・代行決定の制度を持っている。しかし、3層構造は同じでもその内容は異なる。

ブリティッシュコロンビア州は①後見 (guardianship)、②代行決定 (substitute decision-making)、③決定支援 (associate decision-making) である。Associated decision-making は、assisted decision-making と同意義で、個人的ケア、ヘルスケア、財産の意思決定を含む広い範囲の決定を支援する。

ケベック州では①管理者 (curator)、②指導者 (tutor)、③助言者 (adviser) である。アドバライザーの支援は金銭に関する決定のみに限られている。

二つの州では、「支援」が法律の構造の中に組み込まれているが、その役割は異なっている。

2、後見申し立ての代替として認められ、定義されている「支援された決定」

マニトバ州の「The Vulnerable Persons Living with a Mental Disability Act (1996)」やプリンスエドワード島の「Supported Decision-Making and Adult Guardianship Act (1997)」で用いられている。

マニトバ州の法律は、利害当事者のロビー活動によって制定されたものであり、知的障害を持つ成人のニーズに特化した法律である点で、他の法律と異なっている。しかし、「支援された決定」について、法律の中で定義されているという点や、「支援された決定」が、法的な代行決定人の任命の申し立ての望ましい代替として明記されている点で重要である。

「支援された決定 (supported decision making)」は「バルネラブルな人が、彼、彼女のサポートネットワークのメンバーから提供される助言 (advice)、支援 (support) または手助け (assistance) を通して、自分自身のケアや財産を顧慮した意思決定をしたり、伝えることを可能にするためのプロセスのことである」⁹と定義されている。定義が示すものとして、援助は意思決定のために必要な協議だけではなく、成人によってなされた決定の伝達のためにも及んでいる。また法律の前文には、意思決定の支援の重要性、意思決定の支援を行うサポートネットワークの重要性、代行決定に先立って支援された決定が優先されること等が示されている。マニトバの法律については、後に詳しく触れることとしたい。

プリンスエドワード島の法律は、「支援された決定への同意 (supported decision-making agreement)」を規定している。マニトバ州の法律同様に、法定後見は支援や十分な考慮したの後にのみ活用される最後の手段であること、可能な限り生活に関する決定に本人が参加する権利等を定めている。「支援された決定への同意」については今後の課題である。

3、間接的に認められ、代替と定義されていない「支援された決定」

ノースウェスト地域やオンタリオ州では、「支援された決定」は制度の中で認められているが、

法律の中で定義されていない。ノースウェスト地域の「The Guardianship and Trusteeship Act」では、意思決定の支援は後見人等の任命の過程の中で、サポートやアシスタントが可能なら有効に活用することができるとし、後見人の任命に優先して「支援された決定」が活用される余地を示している。オンタリオ州の「The Substitute Decisions Act」でも、もし適切なサポートやアシスタントが可能であるなら、裁判所は後見人を任命しない義務があるとし、「支援された決定」が活用される余地があるにもかかわらず、代行決定の代替が促されることはない。

以上、カナダの代行決定や後見制度における「支援された決定」の現われと、その用いられ方を概観した。「支援された決定」が現われたのは、従来の「独立した意思決定」への疑問や、後見制度を利用する期間や後見人の権限を制限することの重要性や、公的に任命された後見人が自動的に被後見人ために決定するのではなく、可能な時はいつでも“被後見人が決定することを支援する”義務を持つことの重要性への認識が、長い年月をかけて広がったからである。具体的には法律の中で自己決定の権利や、自己決定に対するより制限の少ない代替への権利が記され、代行決定は最後の手段として法的に位置づけられる等に現れている。

それでは「支援された決定」は実際にどのように行われているかを知るため、法律で「支援された決定」の定義をし、代行決定に優先するものと位置づけているマニトバ州の「The Vulnerable Person Living with a Mental Disability Act」(法律)と、「支援された決定」を支える制度「In the company of friends」の取り組みを見ていくことにする。

4 章 カナダ マニトバ州の「支援された決定」を支える法制度について

1 節 The Vulnerable Person Living with a Mental Disability Act

3 章でもふれた様に、この法律は 18 歳以上の知的に障害を持つ人を対象とした法律である。知的障害者の関係者団体のロビー活動によって制定された経緯を持ち、関係者の働きかけと参加によって 1996 年に制定された。その前文には次の 5 つの理念が掲げられている。①能力にかかわらず自己決定ができるという理解、②自己決定を励ますことの重要性、③意思決定を支援することや、自立や自己決定を高めることを目的とした「サポートネットワーク」の重要性、④介入は、プライバシーを尊重し、最小限の制限と押し付けの方法でなされるという原則、⑤法定の代行決定はサポートネットワークの支援でも決定できない時の最後の手段として用いられるという趣旨である¹⁰。サポートネットワークが、意思決定の支援や自立や自己決定を高めるための支援を行うこととされており、「支援された決定」が支持されている。

この法律の中で「支援された決定」は「バルネラブルな人が、彼、彼女のサポートネットワーク

のメンバーから提供されるアドバイス、支援、手助けを通して、自分自身のケアや財産を顧慮した意思の決定をしたり、伝えたりすることを可能にするためのプロセスのことである」¹¹と定義され、その重要性は「バルネラブルな人とそのネットワークのメンバーによる支援された決定は、バルネラブルな人の自己決定、自立、自尊心を促進させる重要な方法として、尊重され、認識されるべきである」¹²と法律に記されている。

決定を支援するサポートネットワークについては、「アドバイス、支援や援助をバルネラブルな人に提供する一人かそれ以上の人で、その中には（a）バルネラブルな人の配偶者や事実上のパートナー、（b）バルネラブルな人の家族、（c）それ以外の、バルネラブルな人に選ばれた人が含まれるだろう。」¹³と記されている。サポートネットワークの役割は本人の希望やニーズに基づいて、①個人計画の作成に加わること、②選択と決定の支援をすること、③一人ではできないことの実行の手助けを行うこと、④理解とコミュニケーションの手助けを行うこと、⑤本人をより広いコミュニティとつなげ、支援の輪を強化することなどとされている¹⁴。

この法律では、法定の代行決定に先立って、「支援された決定」の重要性が法律で認められ、決定を支援する役割を持つ「サポートネットワーク」という存在を定めている。「支援された決定」に関する法的枠組みは示されたが、制度としてどのように「支援された決定」が行われているのかを、次節で見ていくことにする。

2節 「In the company of friends」

この制度は、個々のニーズに自由に対応するための生活資金を、直接行政から個人に支給する、ダイレクトペイメントの制度である。1990年に、行政内にワーキンググループが立ち上がり、1996年に制度として事業実施を開始した。その後2000年に非営利組織「LIFE」が設立され、行政から運営を委託されて本格的な実施となった。

制度の目的は、「知的障害を持つ人に、支援された決定を通して彼ら自身の生活をマネジメントする機会を提供する」こととされている。LIFEが持つ機能は大きく、①個々のニーズに則した生活資金を予算立てて行政へ請求すること、②サポートネットワークを構築・維持することの2つである。

本人とサポートネットワークのメンバーは、LIFEに登録してこの制度を利用することになる。この制度を利用するには、サポートネットワークを持つことが前提となっており、登録前に入所施設に長年暮らしていた等の理由で、サポートネットワークを持たない場合は、LIFEがサポートネットワークの構築の支援を行う。本人、LIFE、サポートネットワーク、サービスを提供チームのリーダーやスタッフがそれぞれの役割を担い、本人の地域での自立した生活を支えている。（図6）

LIFEには、リソーススタッフと呼ばれる人たちがいて、様々な資源を本人に提供する。サポー

トネットワークを支援し、本人とサポートネットワークと共に本人の生活資金を予算立てし、資金を提供する行政に要求し、交渉を行う。要求の結果得た生活資金は、サポートネットワークが金銭管理の支援を行い、LIFE のリソーススタッフが財政状況のモニタリングを行う。

サポートネットワークはボランティアで活動する人たちで、フレンドシップ、友愛、地域のつながりを本人と持つ。金銭管理の他、サービス提供スタッフの雇用、本人の将来計画をたてる支援や日常的なつきあいなど、さまざまな形で本人と関わり、本人と他の人々や地域の資源をつなげる役割を持つ。

チームリーダーとスタッフは、仕事としてサービス提供に関わる人たちの集まりである。チームリーダーは、LIFE のリソーススタッフと密接にコンタクトを取り、日々の活動の中で In the company of friends の理念を支えている。サービスの質を維持するためのトレーニングを受けなければならない。リソーススタッフは、本人とサポートネットワークがチームリーダーを選ぶ支援を行ったり、チームリーダーを育てる役割も担っている。

この制度を通して自己決定と保護の調和を考えると、調和には①個人レベルと②組織レベルの 2 つのレベルがあると考えられる。個人レベルでは、本人とサポートネットワークの調和である。サポートネットワークは、意思決定の支援を行い、本人の決定を周囲の人達に伝えると同時に、金銭管理等日常的な様々な場面で、本人の利益や権利を擁護する役割を持っている。そのため、本人とサポートネットワークの間の調和は、参加・支援・伝達といった方法で行われることになるだろう。

組織レベルでは、個々のニーズに即した生活資金の要求を行う本人及び LIFE と、支給する行政の間の調和である。限られた予算の中で、提出された予算書は行政によって厳しくチェックされ、予算の減額を求められることもあり、粘り強い交渉の結果、生活資金が支給される。本人と行政の間の調和は、要求、交渉の結果得られるものと考えられる。

おわりに

自己決定と保護の調和を考えるために、まず両者の位相を主体性と関係性に着目して確認をした。主体性に着目すると、依存と自立は連続しており二項対立するものではないこと、関係性に着目しても自立や自己決定と保護、パターンリズムは対立せず、本人の存在を尊重するという点では同根の関係ですらあった。

次に、法律分野で起こった「保護から自己決定へ」という大きな流れについて検討し、保護から自己決定へ移行するのではなく、保護の中に自己決定を組み込み徐々に拡大させることで、結果として保護の領域が狭まるが、保護が無くなるわけではないという考え方を示した。この考え方は、逆に自己決定に保護を組み込む場合にも当てはまり、慎重に考慮しながら保護の領域を広げていくが、自己決定が無くなるわけではないということでもある。あらためて、この考え方を図で示した

のが下記の図である。(図6)

図の点線で囲まれた四角の中にある二つの図は、自己決定と保護の調和を表わそうとしたものである。保護から自己決定の流れの中で、保護の範囲を超えて自己決定が拡大することや、自己決定から保護への流れの中で、保護の範囲の中に自己決定が存在することも起こりえるだろう。点線の中の図は、保護や自己決定の大きさを示しているのではなく、一つの調和の形として示したものである。この二つの図の間にある、保護と自己決定が重なり合う形も調和の形の中に含まれていると考える。そして、保護と自己決定が接点と重なりを持つ領域に、それぞれがバランスよく影響しあう、調和のありようを考えることができるのではないだろうか。

その調和のありようを考えるために、新しい概念として、カナダの法律に現れた「支援された決定」をもとに検討を行った結果、「支援された決定」は「相互依存の意思決定」という意味を持ち、州によって法律の位置づけは異なるが、法的な「保護」に優先されて重要視されていた。中でもマニトバ州の“The Vulnerable Person Living with a Mental Disability Act”は、法律の中で「支援された決定」を定義し、決定を支援する役割をサポートネットワークが担うことを明記し実効性があり、サポートネットワークの構築や、ダイレクトペイメントの要求を行う制度が整備されている。

この制度を通してあらためて自己決定と保護の調和を考えると、個人間の調和と組織間の調和に分けられ、そこで行われる調整機能も異なっていた。調和にいたるプロセスには、支援、参加、伝達だけではなく、要求、交渉を含み、それらのプロセスを欠いては、調和に至ることはできないのであろう。

支援された決定の実際の方法や問題点については今後の課題である。また、日本で行われているサポートネットワークの構築、支援等についても調べていきたい。

【註】

- 1 秋元美世ら編「現代社会福祉辞典」有斐閣 2003年 11月 p.164
- 2 中西正司 上野千鶴子「当事者主権」岩波新書 2003 p.29
- 3 古川孝順「社会福祉学の方法」有斐閣 2004.10 p.220
- 4 糸賀一雄「福祉の思想」日本放送出版会平成2年2月
- 5 立岩真也「子どもと自己決定・自律—パターンリズムも自己決定と同郷でありうる、けれども」『少年非行と子どもたち』明石書店、1999年 p.31
- 6 新美育文 「意思決定の代行制度の整備にむけて」法律時報 67巻 10号 pp.6-9、米倉明「日本法への視座」—結びを兼ねてジュリスト 972号 1991年 pp.50 など
- 7 新井 誠 「イギリスとドイツにおける成年後見法の新たな展開」ジュリスト 1991.2.1 (No.927) pp.15-31
- 8 「支援された決定」という訳語は、研究代表者秋元美世「福祉契約における保護と自律のあり方に関する制度・政策的研究」平成16年度～平成18年度科学研究費研究報告(資料集)、平成19年3月を参考にした。
- 9 The Vulnerable Persons Living with a Mental Disability Act Part1 6(1)

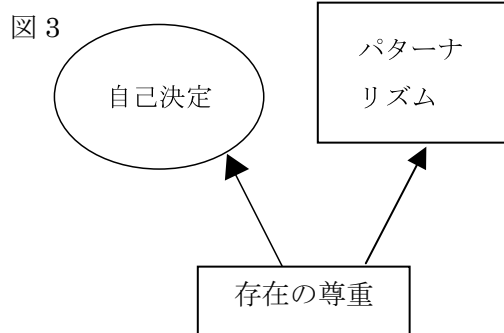
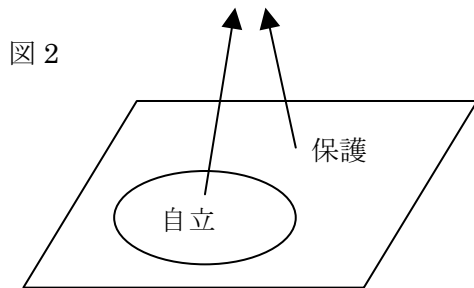
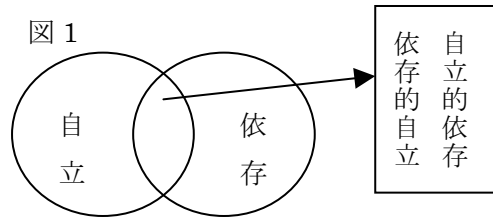
- 10 前掲 前文を要約した
- 11 前掲 Part1 6(1)
- 12 前掲 Part1 6(2)
- 13 前掲 Part1 definition
- 14 The Vulnerable Persons Living with a Mental Disability Act (行政による解説パンフレット <http://web2.gov.mb.ca/laws/statutes/ccsm/v090e.php>) 中の「意思決定支援とサポートネット」
http://www.gov.mb.ca/fs/pwd/vpact_decision.html による。

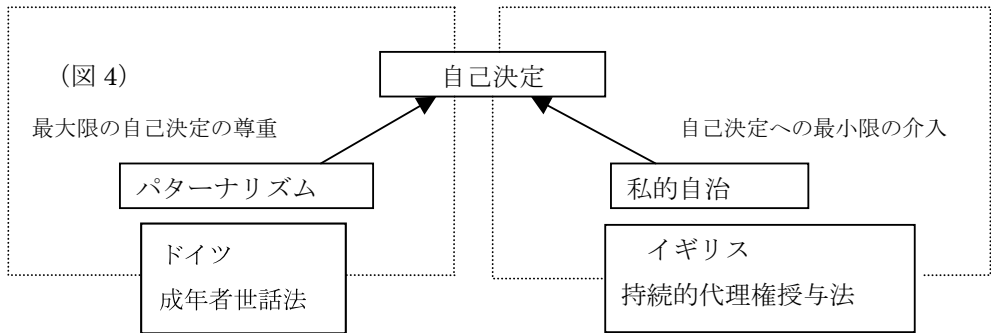
【参考文献】

- In the company of friends Program Information and Guiding Principle
- Robert M. Gordon 「The emergence of Assisted (Supported) Decision-Making in the Canadian Law of Adult Guardianship and Substitute Decision-Making」 international Journal of Law and Psychiatry、Vol.23、No.1 pp.61-77、2000
- The Vulnerable Persons Living with a Mental Disability Act
- The Vulnerable Persons Living with a Mental Disability Act (行政による解説)
<http://web2.gov.mb.ca/laws/statutes/ccsm/v090e.php>
- 新井 誠「イギリスとドイツにおける成年後見法の新たな展開」ジュリスト 1991.2.1 (No.927) pp.15-31
- 糸賀一雄「福祉の思想」日本放送出版会平成 2 年 2 月
- 立岩真也「子どもと自己決定・自律—パターンリズムも自己決定と同郷でありうる、けれども」『少年非行と子どもたち』明石書店、1999 年
- 中西正司 上野千鶴子「当事者主権」岩波新書 2003
- 新美育文「イギリスにおける意思決定の代行」法律時報 67 卷 10 号 pp.23-30
- 新美育文「意思決定の代行制度の整備にむけて」法律時報 67 卷 10 号 pp.6-9
- 古川孝順「社会福祉学の方法」有斐閣 2004.10
- 米倉 明「成年後見制度模索の第一歩—はしがきを兼ねて」ジュリスト 1991.2.1 (No.927) pp.12-14
- 米倉 明「日本法への視座」—結びを兼ねてジュリスト 972 号 1991 年 pp.50-65

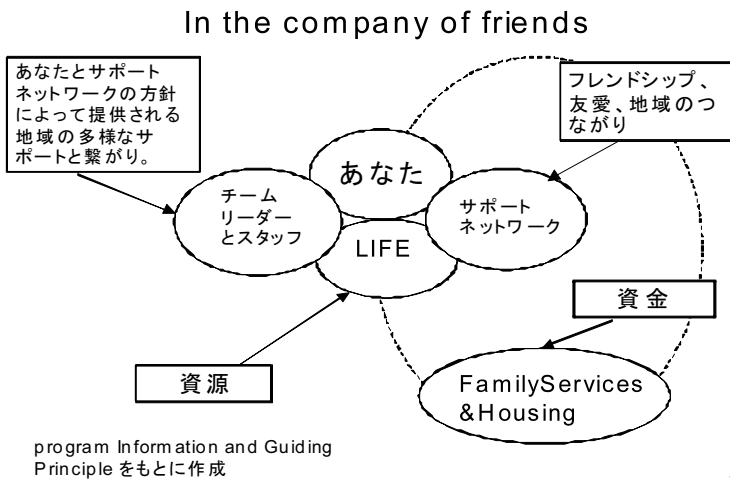
表 1

主体性	自立	↔	依存
関係性	自立 自己決定	↔	保護 パターナリズム



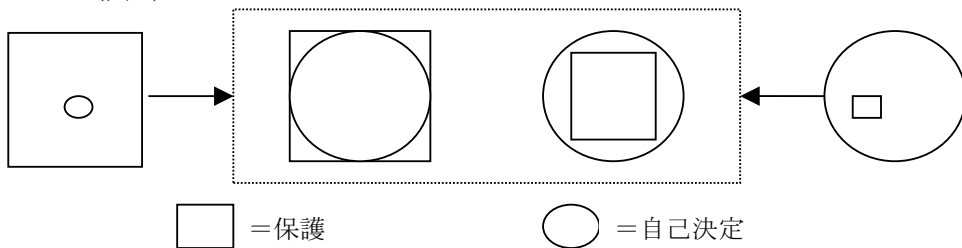


(図 5)



14

(図 6)



【Abstract】

**A discussion of the balance between
self-determination and protection**

Emiko KIGUCHI

The purpose of this paper is to consider the balance between self-determination and protection. A review of the literatures shows that self-determination is not considered to conflict with protection. In the field of law, self-determination is a new idea, and there is now a major movement away from protection toward self-determination. What needs to be considered, however, is the attainment of a preferable balance between self-determination and protection. The idea of “supported decision-making” emerged in the adult protection law of Canada and England. Manitoba's law defines “supported decision-making” and gives “support networks” the role of support decision-making. In Manitoba, there is a system to improve “support network”. A specific approach to “supported decision-making” is discussed with reference to Manitoba's legal system. As a result, the process for finding a balance between self-determination and protection is found to be important.